平成２１年（フ）第５４９号
東京都西多摩郡奥多摩町氷川1234番地
債務者　塩野　和之（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第３５５号
広島県福山市加茂町字中野１丁目３番地
債務者　佐藤多美枝
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１１５号
栃木県栃木市平柳町１丁目43番１号
債務者　小倉　　操
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１２号
福島県白河市豊地字箭内小屋40―33、住民票上の住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平30番地２
破産者　佐藤　文男
1　決定年月日　平成21年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第３９４号
奈良県橿原市城殿町400―１、住民票上の住所奈良県橿原市久米町603番地の８
破産者　米田ギフトセンターこと　米田　建治
1　決定年月日　平成21年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
奈良県橿原市西池尻町271―７、住民票上の住所奈良県奈良市六条１丁目33番21号
破産者　藤井　　明
1　決定年月日　平成21年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
奈良県宇陀市大宇陀区内原79番地
破産者　馬出　清一
1　決定年月日　平成21年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第２９６号
仙台市青葉区中江１丁目４番21号
破産者　阿部　光雄
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１８５３号
仙台市泉区北中山４丁目37番地の１　ビューコート北中山201
破産者　佐藤　　諭
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９９号
仙台市泉区紫山２丁目26番地の３
破産者　浅沼久美子
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
仙台市青葉区堤通雨宮町12番16―1103号
破産者　阿部　春美
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
宮城県多賀城市大代３丁目６番20号　コーポさざんか１―102号
破産者　安倍　好行
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第３８１号
群馬県前橋市箱田町91―１　Ｍｉｄｄｅｌ　Ｆａｒｔ　103号、住民票上の住所群馬県前橋市六供町565番地２
破産者　石田　辰夫
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第２８４３号
横浜市青葉区あざみ野４丁目23番地５　吉村ハイツ第１―205
破産者　松下いずみ
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１４６号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目26番16号
破産者　加納　裕之
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第５２４号
静岡県浜松市東区原島町408番地ブリッランテ１―Ｃ
破産者　清水　清人
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第３８１８号
名古屋市名東区勢子坊２丁目1501番地　名古屋市厚生院
破産者　井戸善一郎
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部